



仕事のペースは、今までどおりでも、
身体の方は、本気でアンチエイジングをと思いながら、
ダイエツト路線ではなかなか長続きしないので、
とりあえずと令和四年秋から「禁酒」を始めました。
何とずつと続いております。

弁護士 前田 尚一

前田 尚一 法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南一条西十一丁目一番地
コンチネンタルビル九階

電話 (011) 261-1623
FAX (011) 261-1624